

平成 29 年 12 月 15 日

各位

鹿児島相互信用金庫  
理事長 稲葉 直寿

## 不祥事件の発覚について

このたび、当金庫におきまして過去に発生していた不祥事件が、当局への情報提供をきっかけとして発覚致しました。社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関にあって、かかる事態を招く事となり、お客さまをはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

現時点での不祥事件の概要につきまして、以下のとおりご報告致します。

### 記

#### 1. 不祥事件の発覚の経緯

平成 17 年 4 月から平成 29 年 3 月の間に発生していた当金庫職員による複数の不祥事件（下記 2. (1)～(3)の 3 件）が、平成 29 年 8 月の当局への情報提供をきっかけとした内部調査により発覚しました。これらの不祥事件はいずれも法令に基づく当局への届出をしておりませんでした。

さらに、平成 29 年 10 月に実施した職員アンケートにおいて複数の不祥事件をほのめかす情報が寄せられており、現在も継続して事実関係の調査を行っております。

#### 2. 不祥事件の概要（3 件）

(1)平成 29 年 8 月 25 日に発覚した不祥事件は、当金庫職員（男性）が平成 18 年 9 月から平成 22 年 3 月にかけて坂元支店、高山支店、高見馬場支店の 3 店舗において不正行為を行っていたものです。

坂元支店においては、平成 18 年 9 月から 12 月にかけてお客さまからお預かりした定期積金掛込金の着服を行っていました。

高山支店においては、平成 19 年 4 月から平成 20 年 12 月にかけて定期積金掛込金の着服および定期預金解約金の着服を行っていました。

高見馬場支店においては、平成 21 年 5 月から平成 22 年 3 月にかけて定期積金掛込金の着服を繰り返していました。

本事案における被害額は坂元支店が 55 千円（2 口座）、高山支店が 4,914 千円（43 口座）、高見馬場支店が 476 千円（25 口座）、総額 5,445 千円であり、いずれも事故者の生活費や遊興費に使われていました。

(2)平成 29 年 8 月 30 日に発覚した不祥事件は、当金庫職員（男性）が平成 17 年 4 月から平成 29 年 3 月にかけて谷山港支店、城北支店、西長島支店、本店営業部の 3 店舗 1 営業部において不正行為を行っていたものです。

谷山港支店においては、平成 17 年 4 月から 7 月にかけてお客さまから解約のためにお預かりしたカードローンを解約せず不正利用を繰り返し、270 千円の着服を行っていました。

城北支店、西長島支店、本店営業部においては、平成 22 年 3 月から平成 29 年 3 月にかけて、取引先等から構成される外部団体の預金を、預金管理者の立場を利用し不正に払い出し、3,322 千円（4 口座）の着服を行っていました。なお、西長島支店においては、当時懇意にしていた取引先に依頼し、実際とは異なる資金使途で融資を実行したうえで、同取引先から融資金を受領するなど、自己の利益を図る目的で 1,500 千円の不正融資を併せて行っていました。

本事案における被害額は谷山港支店が 270 千円（1 口座）、城北支店が 340 千円（2 口座）、西長島支店が 4,100 千円（2 口座）、本店営業部が 382 千円（1 口座）、総額 5,092 千円であり、いずれも事故者自らの借入金返済や遊興費に使われていました。

(3)平成 29 年 10 月 6 日に発覚した不祥事件は、当金庫元職員（男性）が平成 22 年 4 月から平成 26 年 5 月にかけて大根占支店、川辺支店の 2 店舗において不正行為を行っていたものです。

大根占支店においては、平成 22 年 4 月から平成 26 年 4 月にかけて 2 名のお客さまに対して 3,500 千円の消費者ローンを申し込ませ、ローン実行額を当該お客さまから借り入れる手口で着服を行っていました。

川辺支店においては、平成 23 年 7 月から平成 26 年 5 月にかけて複数のお客さま（19 顧客）に対して 28,348 千円の消費者ローンやカードローンを申し込ませ、ローン実行額を当該お客さまから借り入れる等の手口で着服を行っていました。さらに、同支店において融資返済金として 2 名のお客さまからお預かりした現金 7,000 千円を融資返済へ充当せず着服を行っていました。

本事案における被害額は大根占支店が 3,500 千円（2 口座）、川辺支店が 35,348 千円（22 口座）、総額 38,848 千円であり、いずれも事故者自らの借入金の返済や遊興費に使われていました。

※上記(1)から(3)の 3 事案については、既に本人又は親族により全額弁済されております。

### 3. 今後の対応

このたびの不祥事件の発生原因や未届に至った経緯を含め、事件の全容解明と再発防止策ならびに責任の所在等について、外部専門家である井上順夫<sup>ノブオ</sup>弁護士、松下良成<sup>ヨシナリ</sup>弁護士、中崎隆穂<sup>タカホ</sup>公認会計士の 3 名による「第三者委員会」を立ち上げ、調査・検証を行うことと致しました。なお、経営陣をはじめとする関係者の処分につきましては、当該調査・検証の結果を踏まえ、経営責任、管理監督者責任の所在を明確にしたうえで、厳正に実施致します。

当金庫として、かかる事態を招きましたことを厳粛に受け止め、信頼回復のため、役職員一同改めて猛省するとともに、二度とこのような事態が発生することの無いよう、根本原因の究明を行ったうえで、経営管理態勢の確立および内部管理態勢の充実強化を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成および健全な業務運営の確保に向けて、金庫を挙げ全力で取り組んで参ります。

4. 本件に対するお問い合わせ先（当金庫のお客さま専用窓口）

受付窓口：鹿児島相互信用金庫 リスク統括部（黒木、上山）

電話番号：0120-197-005（フリーダイヤル）

ファックス：099-259-5255

Eメール：sosin@kasosin.com

受付時間：午前9時から午後6時まで（土日祝日は除きます）

5. 本件に関するお問い合わせ先（報道関係専用）

受付窓口：鹿児島相互信用金庫 経営企画部（本永、大野）

電話番号：099-259-5222（代表電話）

ファックス：099-259-5255

Eメール：sosin@kasosin.com

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日は除きます）

以上